

水道用ポリアクリルアミド購入仕様書

標記浄水薬品の購入にあたって沖縄県企業局を「甲」、納入者を「乙」として次のとおり規格その他を定めるものとする。

1 品質規格

- (1) 納入する水道用ポリアクリルアミドは下記の品質に適合すること
ア) 日本水道協会規格 (JWWA K163:2019) に適合すること。

項 目	規格値 (排水処理用)
外 観	白色粉末状又は顆粒状
アクリルアミド含有量 ^{a)} mg/kg	500以下
水分量 %	10未満
主成分量 ^{b)} %	90以上

注 ^{a)} 製品中に含まれるアクリルアミドモノマーの含有量

^{b)} ポリアクリルアミドの成分量

イ) 以下に定める設定最大注入率において「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第十六号に定める基準に適合すること。

・設定最大注入率 1 mg / L

- (2) 乙は、規定の品質を証明するため、「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」に準じた試験方法により、計量法に基づく都道府県知事の登録を受けた計量証明事業者が発行する品質規格試験成績書を総務企画課に提出するものとする。

2 包 装

納入品が運搬及び貯蔵において乱装が生じない様にビニール袋に入れ、さらに新品の3重紙袋で完全包装すること。

3 表 示

各個袋に製造会社名、品名、重量、製造年月日、製造番号を明記すること。

4 数量単位

本品の契約数量の単位は重量によるものとし、1袋は10kg詰めとする。

5 納入場所

名護市字大北3-28-36 名護浄水場 (久志浄水管理事務所) TEL : 0980-53-2633

6 購入実績数量

- (1) 名護浄水場 実績数量 500kg (月間実績数量 40kg)

(2) 前出実績数量は令和2年度実績によるものであり、各浄水場の処理水量、水質等の変動及び名護浄水場施設整備事業の進捗により、購入数量は変動する。

7 納 入

(1) 乙は甲から納入請求を受けたときは、速やかに甲の指定した納入場所に浄水管理事務所職員立ち会いのもと納入しなければならない。

(2) 乙は、納入の都度、成分分析表を提出するものとする。

(3) 甲及び乙は、納入の際に薬品の納入量を相互に確認するものとする。

8 検 収

(1) 納入品は、搬入場所においてその都度、表示及び重量等が規格に適合するか否かについて検査を行う。

(2) 納入品について、甲は抜き取り検査をすることができる。この場合、不良品は良品と交換するものとし、経費はすべて乙の負担とする。

(3) 甲は、品質規格試験成績書、水処理効果、濃度確認及び一般的性状等に疑義が生じた時は、品質の規格試験を実施又は委託するものとする。委託に要する費用は乙の負担とする。

9 請求書の受理及び支払

請求書は、各浄水管理事務所受領し、その支払を行う。

10 新型インフルエンザ等感染症発生時の対応

(1) 新型インフルエンザ等の感染拡大により、納品が困難となる事が予想される場合は、乙は速やかに甲に連絡をするものとし、乙は甲の指示に従い、甲の業務に支障のないよう努めなければならない。

(2) 甲の指示に即座に対応できるよう、乙は納入品の県内における最大備蓄可能量と、緊急時における納品体制（納入従事者の確保や別ルートの設定等）を検討・整理し、甲の様式により報告すること。なお、企業局における備蓄可能量と合計し、約2か月の間に使用する薬品の確保ができることを原則とする。

(3) 県内において製造している薬品については、第8項第2号の規定によらず必要量の備蓄を行わずとも、原材料の確保等により約2ヶ月分の薬品が、製造により供給可能であると証明できればよい。

(4) 納入品の製造業者の稼働状況及び、県外製造にあつては、船舶の航行状況についても常に把握すること。

(5) 新型インフルエンザ等海外発生期の段階において、浄水薬品の備蓄を開始できる体制を構築し、国内発生早期（県内警戒期）の段階には、甲の指示により、備蓄を開始できること。

(6) 乙においても感染予防に努め、納入従事者についてはマスクの着用を励行する等、感染予防を徹底すること。

11 その他

(1) 乙は、緊急時の連絡先を明記した所定の様式を甲へ提出しなければならない。

(2) この仕様書に疑義または不明な点があるとき及び定めなき事項については甲の指示によるものとする。